

(趣旨)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合消防吏員被服等貸与規則(昭和44年規則第12号。以下「貸与規則」という。)第6条の規定に基づき貸与品の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(服装の区分)

第2条 消防吏員(以下「吏員」という。)の服装は、正装、活動服装、防火服装および救急服装とする。

- 2 正装とは、冬帽、冬服および短靴等(女性吏員はかばんを携帯)を着用することをいう。ただし、盛夏時は夏帽、夏服とする。
- 3 活動服装とは、アポロキャップ、活動服および作業靴等を着用することをいう。
- 4 防火服装とは、防火帽、防火衣および防火靴等を着用することをいう。
- 5 救急服装とは、救急帽、救急服および短靴等を着用することをいう。

(平15消本訓令1・令2消本訓令1・一部改正)

(正装)

第3条 吏員は、次の各号に定める場合、正装をするものとする。ただし第3号から第5号についてはアポロキャップの着用もできるものとする。

- (1) 儀式、祭典等に参列する場合
- (2) 訓練および礼式の通常点検、特別点検の場合
- (3) 消防本部に勤務する職員
- (4) 消防署の毎日勤務する職員
- (5) 前各号に準ずる場合で、消防長または消防署長が必要と認めた場合

(夏服の着用期間)

第4条 夏服の着用期間は、6月1日から9月30日までとする。ただし、状況により期間を変更することができる。

(平15消本訓令1・全改)

(活動服装)

第5条 吏員は、次の各号に定める場合、活動服装をするものとする。

- (1) 災害または救急出場、警防訓練、その他各種調査、作業に従事する場合
- (2) 所属長が業務の性質上必要があると認めた場合
- 2 活動服を着用する場合は、ワイシャツ、ネクタイを用いないものとし、アンダーウェアを着用するものとする。
- 3 着用期間は常時とする。ただし、盛夏時期の事務作業および車両等の整備時は、所属長が認めた場合に限り、上衣を着衣しないことができるものとする。

(平15消本訓令1・一部改正)

(防火服装)

第6条 吏員は、消火活動に従事する場合および警防訓練に従事する場合で必要がある場合は、防火服装をするものとする。ただし、機関員その他消防署長が認めたものにあっては、この限りでない。

(救急服装)

第7条 救急隊員は、原則として救急服装をするものとする。

(保安帽の着用)

第8条 保安帽は警防訓練または災害発生のおそれのある各種作業、または調査等に従事する場合に着用するものとする。ただし、消防署長が作業内容等から判断して、特にアポロキャップの着用を指示した場合はこの限りでない。

(令2消本訓令1・旧第9条繰上)

(防寒衣)

第9条 防寒衣は、11月1日から翌年3月31日までの期間において、防寒のため着用することができるものとする。ただし、火災等の災害現場活動での着用は認められない。

(令2消本訓令1・旧第11条繰上)

(アンダーウェア)

第10条 アンダーウェアは、Tシャツおよびポロシャツの2種類とし、活動服および救急服の場合に着用するものとする。

(平15消本訓令1・一部改正、令2消本訓令1・旧第12条繰上・一部改正)

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令2消本訓令1・旧第13条繰上)

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(令和2年消防本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。